

## 作成手数料請求書の書き方

千葉市では、公害診療報酬明細書を療養日数証明書としても使用しており、その作成手数料として1件につき484円を医療機関にお支払いしています。

### 1 作成手数料請求書の記入内容

- (1) 「平成 年 月分」欄について  
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「請求額」欄について  
額の合計を記載すること。
- (3) 「※決定額」欄について  
何も記入しないこと。
- (4) 「内訳」欄について  
療養日数証明書（診療報酬明細書）欄に、公害診療報酬明細書（レセプト）の件数と、その件数に484円をかけた金額を記入すること。同様に合計額欄も記入すること。
- (5) 「平成 年 月 日」欄について  
作成手数料請求書を提出する年月日を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について  
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について  
開設者の氏名又は名称を記載すること。

以上